

医政発0629第2号

平成28年6月29日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第七条第一項第五号の規定に基づくあん摩業等又はこれらの施術所に関して広告し得る事項の一部を改正する件について

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）第7条第1項第5号の規定に基づき、「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第七条第一項第五号の規定に基づくあん摩業等又はこれらの施術所に関して広告し得る事項の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第271号。以下「改正告示」という。）が本年6月29日付けで告示されたので通知します。

この告示の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

#### 記

#### 第一 現行制度

法第7条第1項において、あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゅう業又はこれらの施術所に関して広告可能な事項が定められており、同項第5号の規定に基づき、「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第七条第一項第五号の規定に基づくあん摩業等又はこれらの施術所に関して広告し得る事項」（平成11年厚生省告示第69号。以下「告示」という。）において、厚生労働大臣が指定する広告可能な事項として、医療保険療養費支給申請ができる旨、出張による施術の実施等を定めている。

## 第二 本告示の内容

消費者が施術所を選ぶ際に、当該施術所が法に基づく届出を行っているかどうかを見分けることは困難であると指摘されていることから、告示に、法第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨を追加する。

## 第三 その他

改正告示により、あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゅう業又はこれらの施術所に関して広告可能な事項が追加されたが、法及び告示に定める事項以外の事項を広告している場合又は広告の内容が施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたっている場合には、法に違反するものであることから、違法広告を行っている施術所の開設者に対する指導等の徹底を図られたい。

## 第四 適用期日等

本告示は、告示日（平成28年6月29日）から適用する。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第七条第一項第五号の規定に基づくあん摩業等又はこれらの施術所に  
所に関して広告し得る事項の一部を改正する件（案）新旧対照条文

○ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第七条第一項第五号の規定に基づくあん摩業等又はこれらの施術所に  
関して広告し得る事項（平成十一年厚生省告示第六十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
一～三（略）	一～三（略）	四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 九 九 九 条の二第一項前段の規定による届出をした旨 (略)	一～三 (新設)	
四～八 (略)				

○厚生労働省告示第二百七十一号

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第七条第一項第五号の規定に基づき、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第七条第一項第五号の規定に基づくあん摩業等又はこれらの施術所に関して広告し得る事項（平成十一年厚生省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第九条の二第一項前段の規定による届出をした旨